幼稚園等を利用している方へ

【対象者・利用料】

- 幼稚園等を利用する満3歳から5歳までの子供たちの入園料・保 育料が月額上限2.57万円まで無償になります。
 - 通園送迎費、給食費(主食・副食費)、行事費などは、<u>これまでどおり保護者の負担</u>になります。
 - ●入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。 (注)国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで無償となります。
- 幼稚園等を利用する満3歳から5歳までの子供たちの預かり保育 に係る費用が月額上限1.13万円まで無償になります。
 - 対象者は共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象になります。
 - ●利用日数に応じて月額の上限額は変動いたします。(450円×利用日数)

(算定のイメージ)

 利用料	利用日数	上限額	無償化 対象	実質 負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- (注) 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日まで の子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。 (月額1万6,300円が上限)
- (注) 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の 預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数 が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施 設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円 から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)
- 無償化の対象となるには「認定申請書」の提出が必要です。美浜町在住の方は役場健康・子育て課にて認定申請書を受け取り、必要事項を記入の上、期日までにご提出ください。